

外国人の雇用状況について

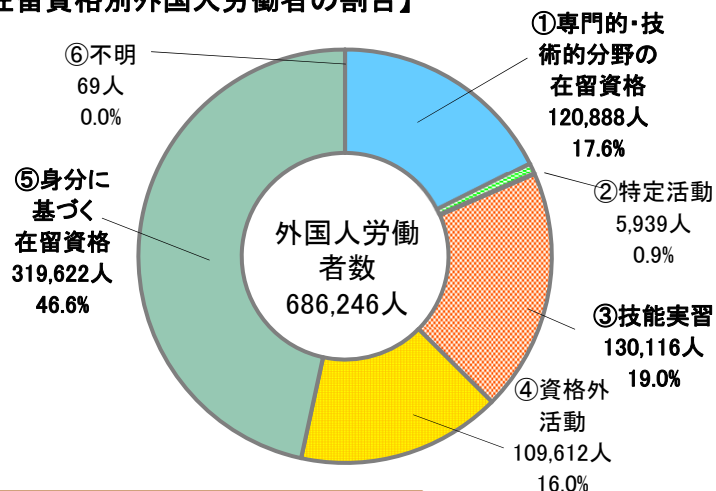
平成24年5月24日
厚生労働省

資料4

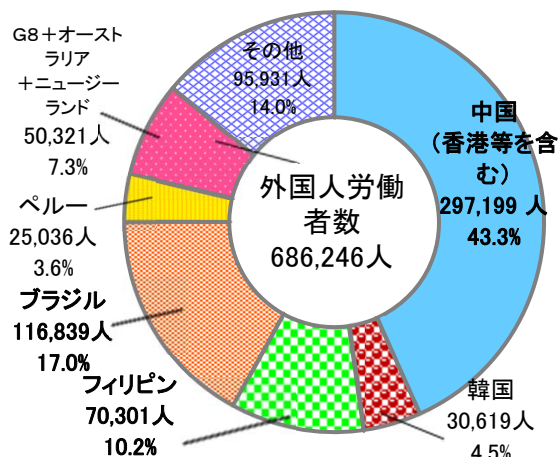
※外国人雇用状況届出(平成23年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

日本で就労する外国人労働者（総数約68.6万人）の内訳

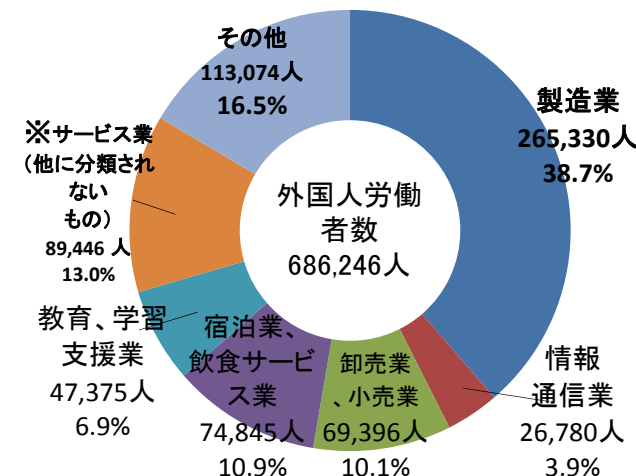
【在留資格別外国人労働者の割合】



【国籍別外国人労働者の割合】



【産業別外国人労働者数及びその割合】

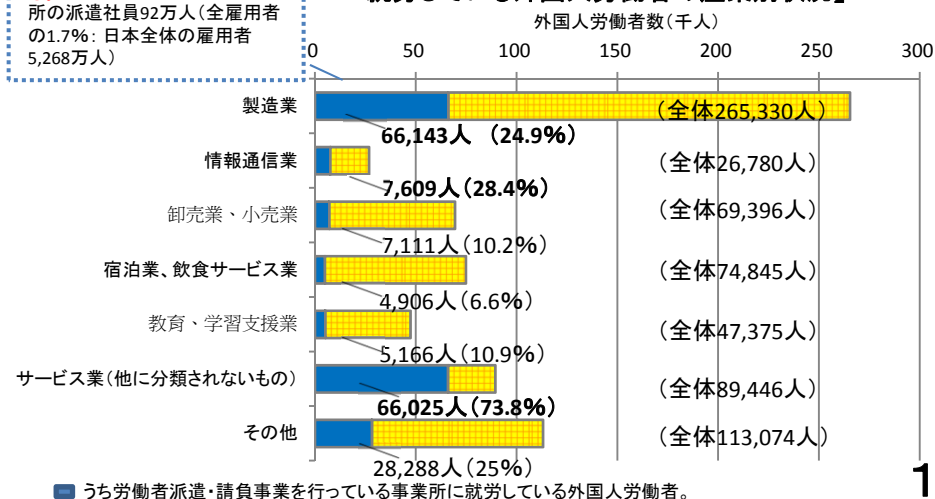


在留資格別外国人労働者数

- ① 就労目的で在留が認められる者 **約12.1万人**
(いわゆる「専門的・技術的分野」)
・その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。
・各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能。
- ② 特定活動 **約0.6万人**
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等)
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ③ 技能実習 **約13.0万人**
・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。
- ④ 資格外活動(留学生のアルバイト等) **約11.0万人**
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(留学生:1週28時間以内)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動を許可。
- ⑤ 身分に基づき在留する者 **約32.0万人**
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
・これらに在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

派遣・請負事業所に就労している外国人労働者は185,248人で外国人労働者全体の27%である。日本全体の労働者派遣事業所の派遣社員92万人(全雇用者の1.7%:日本全体の雇用者5,268万人)

【労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況】



外国人の雇用に関する厚生労働省の取組

〔 1 外国人の適正就労・安定雇用に向けた取組 〕

- 現在の労働関係法令では、国籍を理由とした労働条件、職業紹介等の差別が禁止。
- 事業主が講ずべき措置を定めた外国人指針(※)の周知・啓発や、外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。
- ※外国人が理解できる安全衛生教育の実施、雇用保険・社会保険についての制度周知・必要な手続の履行等を定めている。

〔 2 日系定住外国人の雇用の安定に向けた取組 〕

(課題)

- 平成20年秋に発生した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、いわゆる日系人集住地域のハローワークに支援を求めて多数の方が来所。
- 日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、職業経験も不十分で自力による再就職は極めて厳しく、経済持ち直しにより短期の就労が戻ったものの、依然として不安定雇用の構造。

(取組)

機動的な 相談・支援 機能の強化	ハローワークにおいて、 ○通訳配置所数： 73箇所(H20年度)→116箇所(H24年度) ○外国人専門相談員の配置： 11人(H20年度)→121人(H24年度)
日本語能力 向上の支援	○「日系人就労準備研修」の実施(H21年度～) ・日本語を含む職場でのコミュニケーション能力の強化、労働法令等の研修、履歴書作成指導などを実施。 ・毎年度4000～6000人規模で受講→24年度も3000人規模で計画
職業訓練	○外国人の日本語能力等に配慮した公共職業訓練等： 13コース受講者135名(H23年度)

外国人への社会保障サービスについて

〔 1 社会保障制度の適用について 〕

現在の日本の社会保障制度では、基本的に、内外人平等原則に基づき国籍要件は設けられていない。

○ 健康保険、厚生年金保険

日本人か外国人かを問わず、適用事業所に使用される常用的雇用関係にある者に対して適用される。

○ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険

日本人のほか、外国人登録※を行い、かつ、入管法に定める在留資格を有し、1年以上の滞在が認められる者等に対して適用される。

※ 外国人登録制度廃止に伴い、平成24年7月9日以降は、適法に3月を超えて滞在が認められ、住民基本台帳法の適用対象となる者等に対して適用。

○ 国民年金

日本人か外国人かを問わず、日本国内に住所を有する者に対して適用される。

○ 生活保護

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づき、日本国民のみを対象にしている。

一方、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格等を有する外国人については、人道上の観点から、生活保護を支給している。

〔 2 社会保障協定の締結について 〕

○国際間の人的移動に伴い、外国に派遣される日本人・外国から日本に派遣される外国人について、年金制度の二重加入等の問題が生じている。

→社会保障協定の締結により、この問題を解決。現在、ブラジル等15カ国と発効・署名済み、中国等9カ国と政府間交渉・予備協議中。

高度外国人材に関する厚生労働省の取組

高度外国人材の受入れは国家戦略

「高度の専門的な知識・技術を有する」外国人の就業促進を国が講ずべき雇用対策として明確に位置付け。
(雇用対策法第4条)

- 優秀な海外人材を我が国に引き寄せるための施策を実施し、在留高度外国人材の倍増を目指す。
- 質の高い外国人留学生の受入れ30万人を目指す。
- さらに優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、職歴や実績等に優れた高度外国人材に対し、出入国管理上の優遇措置を与える「ポイント制度」の導入(平成24年5月7日から施行)。(「新成長戦略」)

就業促進に向けた具体的な施策

～全国的ネットワークによる マッチングの促進～

- 外国人雇用サービスセンター(東京、名古屋、大阪)は、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや学生職業センター(福岡)と連携し、全国のかつきめ細かな就職支援を実施。
- 外国人雇用サービスセンター等の求職、相談の状況(平成23年度実績)
 - ・ 新規求職者数 6,961件
 - ・ 相談件数 18,487件

～外国人留学生の 国内就職支援～

- 留学生の意識・動機付けに向け、大学の就職担当者と連携。
 - ・ 未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨
 - ・ 国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施
- 留学生向けインターンシップの実施

～人材マネジメント改革・ 新規求人の開拓～

- 「外国人指針」の普及・啓発による企業の意識改革
 - ・ 企業の活性化、国際化を図るために留学生向けの募集・採用も効果的であること
 - ・ 社員像の明確化、人事管理の透明化等により、多様な人材が能力を発揮しやすい環境整備を図ること
- 新規求人企業の開拓

等